事業保険用

平準定期保険

（無配当）

保険に愛という本質を。

2021.6 改訂

Gibraltar
ジブラルタ生命

経営者のための保険。長期保障でみなさまの企業経営をサポートします。

1 最長100歳までの長期保障が可能です。

平均寿命の伸びとともに、ますます長くなる経営者の方々の責任期間に対応し、
最高100歳までの長期保障が可能です。

2 事業保障資金や死亡退職金・弔慰金の財源確保が可能です。

保険期間中に経営者が死亡または高度障害状態になられたときに保険金をお受取りいただけます。
保険金を、会社を守るための資金としてご活用いただくことができます。

たとえば…
- 売上高減少を補うための運転資金や、借入金の返済原資に充てる。
- 事業を次の世代に確実に引き継いでいくために、相続発生時の対策として必要資金を確保する。
- ご遺族のための保障として、死亡保険金を死亡退職金や弔慰金の準備のために活用する。

3 ご勇退時の退職金の財源確保などが可能です。

ご勇退の場合は、経過年数に応じた所定の解約返戻金を退職慰労金の財源としてご活用いただくことができます。
また、急に資金が必要になった場合には、解約返戻金の一定割合を限度として契約者貸付をご活用いただくこともできます。(保障は継続します。)

※解約返戻金はご契約当初においてはまったくないか、あってもごくわずかですが、保険期間の経過にともない徐々に積み立てられ、その後、保険期間の満了が近づくにつれ次第に減少し、満了時にはなくなります。

生きるための資金として受取る リビング・ニーズ特約

特約保険料は必要ありません

リビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、リビング・ニーズ特約による保険金をお受取りいただけます。

このマークがついたお取扱いにはご確認いただきたい事項がございます。裏表紙の「くわしくは…」をご覧ください。

この保険には節税効果はありません。 保険料支払時の経理処理については、裏表紙をご覧ください。

必ずご確認ください

当パンフレットには、商品の仕組みや特徴をわかり易くご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。
「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や“保険金をお支払いできない場合”などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

ご契約例

- 契約者:法人
- 保険期間・保険料払込期間:100歳満了
- 契約年齢(被保険者):45歳(男性)
- 保険料(年払・口座振替扱):2,640,100円
- 保険金額:1億円

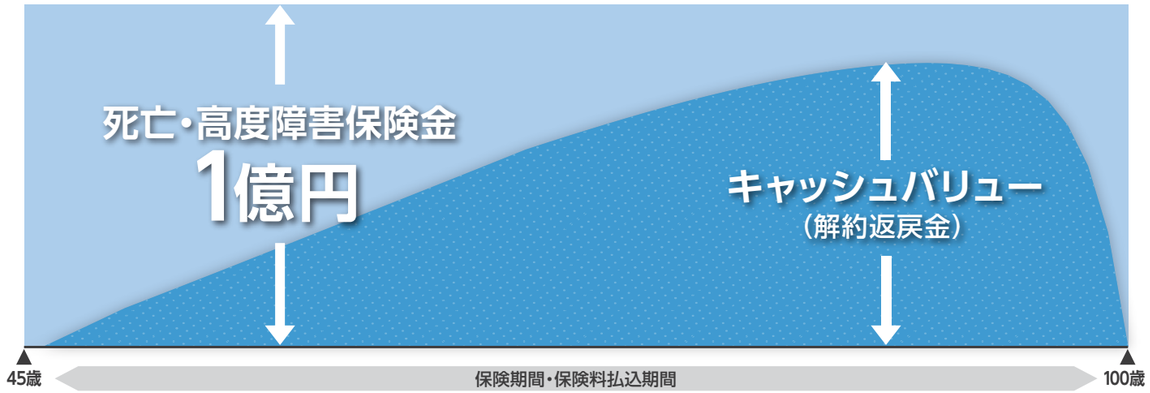

解約された場合、経過年数に応じた解約返戻金を受取ることができます。

解約返戻金は、緊急の運転資金や経営者が退職される際の退職慰労金の財源としてご活用いただくことができます。

【保険金・払込保険料累計・解約返戻金推移表】※上記のご契約例の場合

経過年数 年	経過年数 歳	A 払込保険料累計	B 死亡保険金・高度障害保険金	C キャッシュバリュー(解約返戻金)	D 解約返戻率(C÷A)
1年	46歳	2,640,100 円	100,000,000 円	180,000 円	6.8%
2年	47歳	5,280,200 円	100,000,000 円	2,930,000 円	55.4%
3年	48歳	7,920,300 円	100,000,000 円	5,690,000 円	71.8%
4年	49歳	10,560,400 円	100,000,000 円	8,460,000 円	80.1%
5年	50歳	13,200,500 円	100,000,000 円	11,240,000 円	85.1%
10年	55歳	26,401,000 円	100,000,000 円	22,670,000 円	85.8%
15年	60歳	39,601,500 円	100,000,000 円	34,280,000 円	86.5%
20年	65歳	52,802,000 円	100,000,000 円	45,920,000 円	86.9%
25年	70歳	66,002,500 円	100,000,000 円	57,630,000 円	87.3%
30年	75歳	79,203,000 円	100,000,000 円	66,780,000 円	84.3%
35年	80歳	92,403,500 円	100,000,000 円	74,610,000 円	80.7%
40年	85歳	105,604,000 円	100,000,000 円	80,340,000 円	76.0%
45年	90歳	118,804,500 円	100,000,000 円	82,890,000 円	69.7%
50年	95歳	132,005,000 円	100,000,000 円	76,470,000 円	57.9%
55年	100歳	145,205,500 円	100,000,000 円	0 円	0.0%

※死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。
※払込保険料累計・解約返戻金は2021年6月1日現在の保険料率等に基づいて算出しています。
※経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数およびその契約応当日における被保険者の年齢を表示しています。
※払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。
※実際の解約返戻金は、払込方法 < 回数 >、経過年月数、払込年月数などによって、表中の金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。

こんなときには、こんな方法が…

急に資金が必要になったとき	❶ 契約者貸付
一時的に保険料のご都合がつかないとき	❷ 保険料の自動振替貸付
保険料のお払込みをやめて、ご契約を続けたいとき	❸ 払済保険
保険料のご負担を軽くしてご契約を続けたいとき	❹ 保険金額等の減額

※ご契約からの経過期間、あるいは貸付金の有無等により、お取扱いできない場合があります。

くわしくは…

リビング・ニーズ特約について P.1

- 余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、当社の医師の見解（場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン）も含めて慎重に判断します。余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味します。
- ご請求金額は、ご契約の死亡保険金額の範囲内かつ同一被保険者の他のご契約と通算して3,000万円以内でご指定いただけます。ただし、リビング・ニーズ特約の特約保険金受取人が法人（個人事業主を除く）の場合は、ご契約の死亡保険金額の範囲内であれば同一被保険者の他のご契約と通算した支払限度額はありません。

契約年齢について

- 取扱範囲

契約年齢範囲（被保険者）	保険料払込方法
15歳～75歳	月払・半年払・年払

※契約形態・保険料払込期間等によりお取扱いが異なる場合があります。

高額割引制度について

- ご契約の保険金額が1,500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。

その他

- このパンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。
- この保険には満期保険金はありません。
- この保険は延長定期保険への変更のお取扱いはありません。

保険料支払時の経理処理（この経理処理は、「法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2」に基づいています。）

【ご契約形態】

契約者	被保険者	死亡保険金受取人
法人	役員・従業員	法人

上記契約形態の場合、最高解約返戻率に応じた保険料の経理処理はつぎのとおりです。

<table>
<tr><th rowspan="2">最高解約返戻率の区分</th><th colspan="2">資産計上期間</th><th>資産計上期間終了から取崩期間始まりまでの期間</th><th colspan="2">取崩期間</th></tr>
<tr><th>期間</th><th>保険料の処理</th><th>保険料の処理</th><th>期間</th><th>保険料の処理</th></tr>
<tr><td>50%以下</td><td>—</td><td>保険料として損金算入</td><td rowspan="4">保険料として損金算入</td><td>—</td><td>保険料として損金算入</td></tr>
<tr><td>50%超
70%以下</td><td rowspan="2">保険期間開始～全期間の当初40%にあたる期間を経過する日まで</td><td>・保険料の40%を前払保険料として資産計上
・残額（保険料−上記の資産計上額）を保険料として損金算入</td><td rowspan="2">保険期間開始から4分の3の期間経過後以降、保険期間の終了の日まで</td><td rowspan="3">・保険料として損金算入
・資産計上した前払保険料累計額を残りの保険期間の経過に応じて均等に取崩して保険料として損金算入</td></tr>
<tr><td>70%超
85%以下</td><td>・保険料の60%を前払保険料として資産計上
・残額（保険料−上記の資産計上額）を保険料として損金算入</td></tr>
<tr><td>85%超</td><td>保険期間開始から次の①～③のいずれかまでの期間
①解約返戻率が最大となる期間終了まで
②①の後、「（当年度の解約返戻金額−前年度の解約返戻金額）÷年換算保険料*」が70%を超える期間が続くときはその期間の終了まで
③①または②が5年未満の場合は5年経過時まで、保険期間が10年未満の場合、その2分の1相当期間
＊保険料の総額÷保険期間の年数</td><td><保険期間の当初10年間>
・保険料×最高解約返戻率の90%を前払保険料として資産計上
・残額（保険料−上記の資産計上額）を保険料として損金算入
<11年目以降残りの資産計上期間>
・保険料×最高解約返戻率の70%を前払保険料として資産計上
・残額（保険料−上記の資産計上額）を保険料として損金算入</td><td>解約返戻金額が最も高い金額となる期間経過後から保険期間の終了の日まで（資産計上期間の③の場合は、資産計上期間経過後から保険期間の終了の日まで）</td></tr>
</table>

※上の表の適用対象外となる契約
- 保険期間が3年未満の契約は、上の表にかかわらず全期間を通じて保険料として損金算入します。
- 最高解約返戻率が50%超70%以下かつ1被保険者あたりの年換算保険料相当額が30万円以下（1被保険者あたりで保険料合算）の契約は上の表にかかわらず全期間を通じて保険料として損金算入します。

※当パンフレットに記載している税務処理については、2021年5月現在のものであり、法律改正および制度改正等により処理方法が変わる場合があります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

ベルマーク運動
ジブラルタ生命はベルマーク運動に協賛しています

ジブラルタ生命保険株式会社
本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10
コールセンター 0120-37-2269（ミナ ジブ ロック）（通話料無料）
ジブラルタ生命のホームページ https://www.gib-life.co.jp/

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

101-0731
Gi-A-2021-023（YK:2024.9.30）
前改 2018.4 2021.6.1 50,000 DP